

〈第4回〉再商品化義務が生じる容器包装とは？

これまでの号では、容器包装リサイクル法（容器包装に該当するか否かは次の三つのポイントで判断します）

①商品を入れるもの、包むものに該当するか否か。ボトルや箱、袋、ラップシートなどに再商品化義務が生じます。また、他の部分と一体となつて、商品を入れる、また使用するもの（ふたや栓、中仕切りなど）にも義務が生じます。

容器や包装はさまざまありますが、どのような容器包装に再商品化義務が生じるのか解説します。

容器法において「容器包装」とは、商品の容器および包装有償・無償を問わずであつて、入れられていた商品が消費され、または商品と分離された場合に不要になるものと定められて

②容器に入れられるもの、または、包まれるものが、商品であるか否か。例えば、家電の取扱説明書や保証書は商品の一部分となるので、それらを入れる袋には再商品化の義務が生じます。ダイレクトメールの袋やクリーニング店で提供される袋

再商品化義務のある容器包装

■ガラス製の容器

- ・無色のガラス製容器
- ・茶色のガラス製容器
- ・その他の色のガラス製容器など



■紙製容器包装

紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、材料にアルミ箔が使用されている飲料用パックなど



■PETボトル

飲料・酒類・しょうゆ・しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料に用いるPETボトル

※PET素材の容器であっても、上記以外のものはプラスチック製容器包装になります



■プラスチック製容器包装

プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ、発泡スチロールカップ、ハンバーガー等のプラスチック製容器、スーパーのレジ袋、ラップフィルムなど



※複数の素材でできた容器包装は、素材のうちもっとも重いものに分類します。

▲業務用に販売され、事業所等から排出されるものは法律の対象外です。

又は持ち運びに支障を来すため分離しても不要にならないので義務が生じません。

Q 商品の容器包装に該当するものは全て対象になりますか？

A 容器法では、容器包装廃棄物が「家庭ごみ」として排出されるものを再商品化義務の対象にしていますので、事業所で廃棄される容器包装廃棄物は対象となりません。レストランを例に挙げると、レストラン内で調理用に消費する調味料が入ったガラスびんなどは対象外ですが、一般消費者が購入するテイクアウトのお弁当容器は対象となります。

イラストで見る「容器」包装はこちら

イラストで見る「容器」包装はこちら

